

「介護予防通所リハビリテーション」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本市指定 第 4350180016 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 概要	1
2. 事業の目的と運営	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の人員配置	1
5. 従業者の職務内容	2
6. サービスの内容	2
7. 利用料金	3
8. サービスの内容等に関する相談窓口	4
9. サービスの利用にあたっての留意事項	5
10. 非常災害対策	5
11. 個人情報保護、守秘義務	5
12. 事故発生時の損害賠償	5
13. 契約解除の条件	5
14. 業務継続計画の策定	5
15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	5
16. 身体の拘束等について	6

1. 概要

(1) 事業者の名称等

- ・名称 : 社会医療法人 寿量会
- ・代表者氏名 : 理事長 米満 弘一郎
- ・所在地 : 熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号
- ・電話番号 : 096-345-8111(代)

(2) 事業所の概要等

- ・名称 : 通所リハビリテーションセンター清雅苑
- ・管理者 : 施設長 野尻 晋一
- ・所在地 : 熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号
- ・電話番号 : 096-345-8112(代)内線 7139
- ・FAX番号 : 096-345-8188
- ・事業所番号 : 4350180016 号

2. 事業の目的と運営

当事業所では、以下のような事業目的・運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(1) 事業の目的

介護保険での要支援状態にある方を対象として、医学的管理下でのリハビリテーション、看護、介護、栄養、相談支援等を提供することにより、対象者の介護予防と QOL 向上を図ることを目的とします。

また、地域包括支援センター及び各教育機関等と連携し、介護予防、重度化防止に関わる啓発活動やボランティアの育成、保健、医療、介護、福祉に関わる人材の育成など地域に貢献することを目的とします。

(2) 運営の方針

①介護保険法の要支援者の方を対象とします。

②介護通所リハビリテーションの提供に当っては、医師の医学的管理の基に介護予防リハビリテーションマネジメントにのっとりサービス提供を行います。利用者の心身機能、日常生活活動及び社会参加にバランスよく働きかけ介護予防に努めます。

③介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって必要とされる事項については、理解しやすいように指導又は説明を行います。

④サービス提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、適切なサービスを行います。

⑤サービスの実施にあたっては、担当の地域包括支援センターあるいは委託を受けている居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスを提供いたします。

⑥サービスの実施にあたっては、正当な理由なく介護予防通所リハビリテーションの提供を拒むことはありません

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実施地域 : 通常の実施地域は原則として熊本市及び熊本市周辺の市町村

(2) 営業日 : 月曜日～土曜日 (日、12月31日より1月2日まで休み)

(3) 営業時間 : 月曜日～土曜日 午前8時30分より午後5時まで

4. 職員の人員配置

介護予防通所リハビリテーションを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	業務の内容	指定基準数 (常勤換算)
1. 医師	3 (兼務)	-	1.0	健康管理、保健指導及び施設内の診察等に従事する	1

2. 看護師 (准看護師含)	3	1	3.8	健康状態に応じ看護及び保健衛生、日常生活の介護及び相談・指導等に従事する	14 (看護・介護職員)
3. 介護職員 ()は うち介護福祉士	23 (22)	9 (6)	29.6	看護業務の補佐、日常生活の介護及び相談・指導等、送迎業務等に従事する	
4. 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	19	-	18.0	機能訓練等に従事する	1.4
5. 管理栄養士		1	0.6	栄養管理に従事する	-

※常勤換算とは、常勤・非常勤の従事者を「常勤」に置き換えた場合の人数、及びその換算方法をいいます。
(2025年4月1日現在)

5. 従業者の職務内容

- (1) 介護通所リハビリテーションの提供に当っては、医師の医学的管理の基に介護予防リハビリテーションマネジメントにのっとりサービス提供を行います。利用者の心身機能、日常生活活動及び社会参加にバランスよく働きかけ介護予防に努めます。
- (2) 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、常に利用者の病状、心身の状況把握及びそのおかれている環境の把握に努め利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- (3) 介護予防通所リハビリテーションの職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成いたします。
- (4) 担当の職員は、それぞれの利用者に応じた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対しその内容について説明いたします。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成を行います。
- (6) 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、リハビリテーションに関する見地から、利用者の状況等に関する情報を、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員等と共有いたします。その際は、個人情報取り扱いは十分に配慮いたします。

6. サービスの内容

通所リハビリテーションセンター清雅苑が行うサービス内容は次のとおりです。

事項	内容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助・指導を行います。
リハビリテーション	利用者の心身機能の維持・向上を図り、日常生活の自立を支援するとともに、やりたい、やってみたい活動の実現や家庭内での役割の獲得及び地域活動への参加に資するようリハビリテーションを実施いたします。
レクリエーション	各種レクリエーション又はカルチャー教室等が開催されています。 書道教室 肥後狂句教室 版画教室 講師の都合により開催日の変更になる場合もあります。
健康チェック	来苑されましたら、血圧測定など利用者の全身状態の把握を担当医師・看護師等が行います。
相談及び援助	通所リハビリテーションセンター管理者又は担当スタッフが利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。ただし送迎ができない範囲があります。
栄養改善	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し栄養ケア計画を作成

	し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施します。
口腔機能向上	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施します。

7. 利用料金

(1) 基本利用料

介護予防保険制度では、月額あたりの金額となり、要支援状態区分、負担割合によって利用料金が異なります。

要支援1（一月当たり）			要支援2（一月当たり）		
1割の方	2割の方	3割の方	1割の方	2割の方	3割の方
2,268	4,534	6,804	4,228	8,456	12,684

上記料金の基本となる時間は、ご利用者の地域包括支援センター担当者が立てた介護予防サービス計画に基づき当事業所が実施いたします。

(2) 加算料金

項目	料金			内容
	1割の方	2割の方	3割の方	
7. 生活行為向上リハビリテーション実施加算 6月以内	562 円/月	1,124 円/月	1,686 円/月	日常生活の上で必要な機能や生活の為の動作、社会参加などの生活の向上に向けたリハビリテーションを実施いたします。尚、生活行為向上リハビリテーションを実施してから6月以内に加算を行います。
イ. 若年性認知症利用者受入加算	240 円/月	480 円/月	720 円/月	65歳未満の方で認知症の基準に該当する方に対して加算いたします。尚、受入れの際には、担当者を配置しております。
ウ. 同一建物に居住する又同一建物から利用する場合	同一建物に居住する又同一建物から利用する場合に介護予防通所リハビリテーションを行う場合に減算します。 要支援1の方:基本利用料から376円/月を利用者負担割合によって減算いたします。 要支援2の方:基本利用料から752円/月を利用者負担割合によって減算いたします。			
エ. 12月を超えてのご利用された場合	支援1 -120 円/月 支援2 -240 円/月	-40 円/月 -80 円/月	-60 円/月 -120 円/月	利用を開始した日から属する月から起算して12月を超えた期間にご利用された場合に減算いたします。
オ. 一体的サービス提供加算 (栄養改善及び口腔機能向上)	480 円/月	960 円/月	1,440 円/月	口腔・栄養のアセスメントを実施&情報を一体的に共有した場合に算定いたします。
カ. 栄養アセスメント加算	50 円/月	100 円/月	150 円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを行った場合に加算いたします
キ. 栄養改善加算	200 円/月	400 円/月	600 円/月	低栄養状態の改善等を目的として、栄養ケア計画を作成し、個別に実施される栄養食事指導等の栄養管理を行った場合に加算いたします。

ク. 退院時共同指導加算		600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回	事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加して指導を行った場合に加算いたします（初回に限り）
ケ. 口腔栄養スクーリング加算	(Ⅰ)	20 円/回	40 円/回	60 円/回	利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について管理を行った場合に加算いたします
	(Ⅱ)	5 円/回	10 円/回	15 円/回	上記の口腔健康状態と栄養状態のいずれか管理を行った場合に加算いたします
コ. 口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150 円/月	300 円/月	450 円/月	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善管理指導計画を作成し、個別的实施される口腔機能訓練等を行った場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	160 円/月	320 円/月	480 円/月	上記の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算いたします
サ. 科学的介護推進体制加算		40 円/月	80 円/月	120 円/月	ケアのデータを提出しフィードバックを受け、ケアの質の向上の取組を行った場合に加算いたします
シ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援 1	88 円/月	176 円/月	264 円/月	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上配置しています。
	支援 2	176 円/月	352 円/月	528 円/月	
ス. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の資質向上、雇用の改善等の取組を実施しております。※国の定めた加算率により算定いたします。(所定単位：(一)基本利用料、(二)加算料金 7～シ合計)			加算率：86/1000 加算いたします。

尚、利用料金の詳細は、別紙利用料金表をご参照ください。

(4) 利用料金のお支払方法

以下の中からお選びください。

①自動引き落とし：毎月 10 日前後に前月分の請求を致します。20 日に口座から引き落とされます。対象となる金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、熊本県信連、熊本県内農協（JA）、ゆうちょ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、大分銀行、宮崎銀行です。

②振込：毎月 10 日前後に前月分の請求を致します。30 日までに下記口座に振り込み送金してお支払ください。

肥後銀行 北熊本支店 普通預金口座（口座番号 1663158）

口座名義 シヤカイリョウホクシ ヨリヨカイ リゾウ ヨネツ コウ仔町

社会医療法人 寿量会 理事長 米満 弘一郎

③窓口：毎月 10 日前後に前月分の請求を致します。清雅苑 1 階事務所までお支払い下さい。

(5) その他

入金確認後、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。尚、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護給付が行われない場合は、ご利用者より利用料金全額（10 割）をお支払いただきます。お支払と引きかえにサービス提供証明証と領収書を発行いたします。

※事務手続きを簡素化するために、自動引き落としへのご協力をお願い致します。

(6) ご利用料金のお支払について、2 月以上滞納した場合は、3 月目にお支払の有無を確認し、ケアマネージャーと情報を共有し、サービスのご利用を控えさせていただく場合がございます。

8. サービス内容等に関する相談窓口

担当責任者：大久保智明（副施設長：理学療法士） 真栄城一郎（課長補佐：理学療法士）
前杉健太郎（主任：介護福祉士）

利用時間：（月～土）午前 8 時 30 分より午後 5 時まで
（日曜日、12 月 31 日より 1 月 2 日まで休み）

相談場所：ホームケアサポートセンター 相談室

ご利用方法：電話 096-345-8112（代） 内線 3053 7139

その他：提案箱を4箇所設置しています。

- ・清雅苑1階東側トイレ前
- ・清雅苑2階東側個室前
- ・清雅苑2階サービスステーション前
- ・通所リハビリテーションセンター清雅苑受付前

尚、詳細につきましては、別添をご参照ください。（様式6号）

9. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提出ください。
- (2) 介護保険被保険者証の更新時、又は変更時には、改めてご提出ください。
- (3) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (4) 施設内、敷地内は禁煙です。
- (5) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (6) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (7) 貴重品、多額の金銭の所持はご遠慮願います。所持金品は自己の責任で管理して下さい。
- (8) 利用者間、職員への金品の受け渡しはご遠慮下さい。
- (9) ご利用時に際し、所持品（高額な現金や宝石貴金属等）は必ずご自身で管理いただくか、ご持参はご遠慮ください。
- (10) 所持品（身に着ける高額品）例えば家の鍵、補聴器、取り外した義歯等やむを得ずご持参される場合は従業員にお声掛けください。ご不明な点は、ご担当者までお問い合わせください。

10. 非常災害対策

非常火災に備えて消防計画及び風水害、地震等の火災に対処するための具体的計画を策定し、火災訓練マニュアルに従って定期的に防火、消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練を行っております。

防火設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報専用電話、避難階段、すべり台
自動火災報知器、誘導灯、防火扉、非常警報（放送）設備

防火訓練：年2回（昼間、夜間各1回施行）

防火管理者：大山公貴（施設管理課主任）

11. 個人情報保護・守秘義務

職員は、業務上知り得た利用者又はご家族の情報を漏らすことがないよう心掛けております。尚、よりよい在宅生活での支援が出来ますよう、サービス担当者調整会議等での情報提供にあたり個人情報を提供する場合があります。又、個人情報保護につきましては「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って個人情報保護を遵守しております。詳しくはセンター内の掲示板をご覧ください。

12. 事故発生時の損害賠償

サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、ご家族、市町村、介護予防支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

13. 契約解除の条件

法令違反又はサービス提供を阻害する行為を行い、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなくサービスの提供が困難になった場合、30日間以上をもって解除を行う場合があります。その際は、前もって主治医、介護予防支援事業者、市町村等と協議し必要な援助を行います。

14. 業務継続計画の策定（BCPの策定）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修計画及び訓練を定期的実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のため感染対策委員会を設置し利用者の衛生管理、健康管理等の

予防対策を整備し感染予防を実施します。

感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備し、従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のために訓練を定期的実施いたします。

16. 身体拘束等について

当センターは、原則として利用者に対し身体拘束を廃止いたします。当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載いたします。

当センターは以下の項目にそって身体拘束廃止に努めています。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を定め適正化の徹底を図っています。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のために研修を定期的実施しています。

年 月 日

指定介護予防所リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所リハビリテーションセンター清雅苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所リハビリテーションの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 _____ 氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	通所リハビリテーションセンター清雅苑
申請するサービスの種類	介護予防通所リハビリテーション

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設・行政の窓口（連絡先）、担当者の設置

○常設窓口

〒860-8518

熊本市北区山室6丁目8番1号 電話096-345-8112（内線3053 7139）FAX096-345-8188

担当責任者 大久保 智明（副施設長：理学療法士） 真栄城 一郎（課長補佐：理学療法士）
前杉 健太郎（主任：介護福祉士）

時 間 8：30～17：00（月曜日～土曜日）
（日曜及び12月31日～1月2日まで休み）

場 所 ホームケアサポートセンター 相談室

相 談 苦情等に対する常設窓口として3名体制で担当者を置いている。

○行政窓口

〒862-0911

熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話096-214-1101 FAX096-214-1105

担 当 熊本県国民保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

時 間 8：30～17：00（月曜日～金曜日） 土・日曜日・祝日、年末年始は休み

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 電話096-328-2347 FAX096-327-0855

担 当 熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課

時 間 8：30～17：00（月曜日～金曜日） 土・日曜日・祝日、年末年始は休み

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 窓口および電話で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理用紙に記載する。その場で、対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして、苦情内容を整理し、苦情処理の結果を利用者に伝達する。
- ② 苦情の内容により苦情責任者の判断で苦情処理小委員会、あるいは苦情処理委員会もしくは苦情処理拡大委員会を招集し、苦情内容を検討する。内容の調査後、再び該当する委員会を開催し、解決策、処理方法の検討を速やかに行う。調査や、検討にやむを得ず時間がかかる時は中間報告を行う。改善が必要な場合は早急に対応し、苦情等に対する改善、対処後に申立人に対し報告をする。
- ③ 当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ保険者の立会いのもと、利用者との話し合いを行い解決する。
- ④ ③での解決が困難な場合は、当該苦情を国保連合会に苦情申し立て出来る旨を伝え本人が国保連合会に対し、苦情申し立てを希望する場合には、それに協力する。
- ⑤ 上記①から④の処理内容を記録し、再発防止策を作成するとともに、利用者に対して再発防止策を提示するとともに、職員に対する指導を徹底する。

3. その他参考事項

毎朝のミーティング等で確認を行い、職員に対し定期的な研修や勉強会等を開催し、普段から苦情が出ないようなサービス提供に心がける。

※各委員会メンバー

苦情処理小委員会：（担当責任者）大久保智明、真栄城一郎、前杉健太郎、窓口受付担当者

苦情処理委員会：上記苦情小委員会に、介護老人保健施設清雅苑事務部長）草野暁子、（介護老人保健施設清雅苑施設長、センター長、管理者）野尻晋一が参加

苦情処理拡大委員会：上記苦情処理委員会に事業者（社会医療法人寿量会）会長及び理事、理事長が参加